

3. 定期借地権契約に関する確認書(戸建住宅・賃借権)

【前文】

賃貸人 (以下「甲」という。)と賃借人 (以下「丙」という。)は、平成 年 月 日付の契約により甲が (以下「乙」という。)に設定した物件表示記載の土地(以下「本件土地」という。)に係る借地借家法(以下「法」という。)第22条所定の定期借地権(以下「本件借地権」という。)を、平成 年 月 日付で丙が乙から譲り受け、本確認書に定めるところに従って丙が本件借地権を享受することを確認した。

【借地権の性質】

(第1条)

1. 本件借地権は、本件土地上に建築された物件表示記載の建物(以下「本件建物」という。)の所有を目的とし、丙に帰属する。
2. 本件借地権については、更新の請求及び土地の使用の継続による契約の更新並びに建物の築造による存続期間の延長がなく、また、丙は、法第13条の規定による本件土地上の建物の買取りを請求することができない。

【建物の維持義務】

(第2条)

丙は、本件借地権の存続期間中、本件建物を良好な状態に維持しなければならない。

【存続期間】

(第3条)

本件借地権の存続期間は、平成 年(西暦 年) 月 日から
平成 年(西暦 年) 月 日までの年間とする

【賃料】

(第4条)

1. 本件土地の賃料は、月額 円とする。丙は、甲に対して、毎月 日までに、その翌月分を甲が指定する金融機関口座に振込むことにより支払わなければならない。
2. 甲又は丙は、年毎に、以下に掲げる方式により算定した額に賃料を改定することを請求することができる。改定賃料の年額 = (従前の賃料の年額 - 従前の賃料決定時の公租公課の年額) × 変動率 + 賃料改定時の公租公課の年額
公租公課とは、本件土地に係る固定資産税及び都市計画税とする。変動率とは、賃料改定年において

公表されている直近の年の年平均の総務庁統計局の消費者物価指数（全国平均・総合）を従前の賃料決定時に採用した同消費者物価指数で除した数値とする。

3. 前項の規定にかかわらず、賃料が、本件土地に対する租税その他の公課の増減により、土地の価格の上昇若しくは低下その他の経済事情の変動により、又は近傍類似の土地の賃料等に比較して不相当となったときは、甲又は丙は、将来に向かって賃料の増減を請求することができる。

注1 固定資産税及び都市計画税以外の公租公課を含める場合には、その範囲を明らかにしておくことが必要である。

注2 変動率の基礎として引用し得る指数は、この他にも地域別の消費者物価指数等がある。

注3 初回の賃料改定において使用する「従前の賃料決定時の公租公課」及び「賃料改定時の公租公課」については、住宅用地の場合の固定資産税及び都市計画税の軽減の特例により初回賃料改定時の公租公課よりも次回の公租公課が低くなることもあり得ることに留意する必要がある。

【敷金】

（第5条）

1. 甲は、丙が本件借地権に関し負担する賃料その他の債務を担保するため、乙が甲に対して預託した第4条に規定する賃料の か月分に相当する金員を引き続き丙のために敷金として受託する。
2. 丙は、賃料が増額されたときは遅滞なく、甲に対し敷金として当該賃料の か月分に相当する額に不足する金員を追加して預託し、また、甲は、賃料が減額されたときは遅滞なく、丙に対し当該賃料の か月分に相当する額を超える部分の金員を返還しなければならない。
3. 丙に賃料の不払いその他本件借地権に関して発生する債務の支払遅延が生じたときは、甲は、催告なしに敷金をこれらの債務の弁済に充当することができる。甲は、この場合には、弁済充当日、弁済充当額及び費用を丙に書面で通知する。丙は、甲より充当の通知を受けた場合には、通知を受けた日から 日以内に甲に対し敷金の不足額を追加して預託しなければならない。
4. 本件借地権の消滅に伴い丙が本件土地を原状に復して甲に返還した場合において、甲は、本件借地権に関して生じた丙の債務で未払いのものがあるときは敷金の額から未払債務額を差し引いた額を、また、未払いの債務がないときは敷金の額を、それぞれ遅滞なく丙に返還しなければならない。この場合において、返還すべき金員には利息を附さないものとする。
5. 前項の場合において、未払債務額を差し引いて敷金を返還するときは、甲は敷金から差し引く金額の内訳を丙に明示しなければならない。
6. 丙は、本件土地を原状に復して甲に返還するまでの間、敷金返還請求権をもって甲に対する賃料その他の債務と相殺することができない。
7. 丙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、第7条第2項に規定する場合については、この限りでない。

【保証金】【特約】

(第 条)

1. 甲は、丙が本件借地権に関し負担する賃料その他の債務を担保するため、乙が甲に対して預託した保証金 円を引き続き丙のために保証金として受託する。
2. 本件借地権の消滅に伴い丙が本件土地を原状に復して甲に返還した場合において、甲は、本件借地権に関して生じた丙の債務で未払いのものがあるときは保証金の額から未払債務額を差し引いた額を、また、未払いの債務がないときは保証金の額を、それぞれ遅滞なく丙に返還しなければならない。この場合において、返還すべ金員には利息を附さないものとする。
3. 前項の場合において、未払債務額を差し引いて保証金を返還するときは、甲は、保証金から差し引く金額の内訳を丙に明示しなければならない。
4. 丙は、本件土地を原状に復して甲に返還するまでの間、保証金返還請求権をもって甲に対する賃料その他の債務と相殺することができない。
5. 甲は、丙に対する保証金返還債務を担保するため、保証金全額を被担保債権額とし、遅延損害金を年 %として、本件土地に丙を抵当権者とする抵当権を設定する。ただし、乙が設定を受けていた抵当権を丙が承継するときは、この限りでない。
6. 丙は、保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、第 条第 2 項に規定する場合については、この限りでない。

【建物の増改築等】

(第 6 条)

丙は、本件建物を増改築し、又は再築しようとする場合には、あらかじめ、その旨を甲に通知しなければならない。

【借地権の譲渡、転貸】

(第 7 条)

1. 丙は、甲の書面による承諾を得て、第三者に、本件借地権を譲渡し、又は本件土地を転貸することができる。
2. 甲が前項の譲渡に承諾を与えたときは、丙は本件借地権とともに甲に対する敷金返還請求権を当該第三者に譲渡し、甲はこれを承諾する。

【借地権の譲渡、転貸】【特約】

(第 条)

1. 丙は、甲の書面による承諾を得て、第三者に、本件借地権を譲渡し、又は本件土地を転貸することができる。
2. 甲が前項の譲渡に承諾を与えたときは、丙は本件借地権とともに甲に対する保証金返還請求権を当該第三者に譲渡し、甲はこれを承諾する。

【土地の譲渡】

(第8条)

1. 甲は、本件土地を第三者に譲渡しようとする場合には、あらかじめ、その旨を丙に通知しなければならない。
2. 甲は、本件土地を第三者に譲渡した場合には、丙に対する敷金返還債務を当該第三者に承継させなければならない。

【土地の譲渡】【特約】

(第 条)

1. 甲は、本件土地を第三者に譲渡しようとする場合には、あらかじめ、その旨を丙に通知しなければならない。
2. 甲は、本件土地を第三者に譲渡した場合には、丙に対する保証金返還債務を当該第三者に承継させなければならない。

【契約の解除】

(第9条)

1. 以下の各号の一に掲げる事由が丙に存する場合において、甲が相当の期間を定めて当該事由に係る義務の履行を丙に対し催告したにもかかわらず、丙がその期間内に当該義務を履行しないときは、甲は、本件借地権の設定契約を解除することができる。ただし、本件借地権の設定契約における当事者間の信頼関係が未だ損なわれていないと認められるときは、この限りでない。
 - I. 第4条に規定する賃料の支払いを三ヶ月以上怠ったとき。
 - II. 第5条第7項の規定に違反して、敷金返還請求権を譲渡し又は担保に供したとき。
 - III. 第6条に規定する通知を行うことなく、本件建物を増改築し又は再築したとき。
 - IV. 第7条第1項に規定する承諾を得ないで、第三者に本件借地権を譲渡し又は本件土地を転貸したとき。
 - V. その他本確認書の規定に違反する行為があったとき。

【契約の解除】【特約】

(第 条)

以下の各号の一に掲げる事由が丙に存する場合において、甲が相当の期間を定めて当該事由に係る義務の履行を丙に対し催告したにもかかわらず、丙がその期間内に当該義務を履行しないときは、甲は、本件借地権の設定契約を解除することができる。ただし、本件借地権の設定契約における当事者間の信頼関係が未だ損なわれていないと認められるときは、この限りでない。

- I. 第4条に規定する賃料の支払いを三ヶ月以上怠ったとき。
- II. 第 条第6項の規定に違反して、保証金返還請求権を譲渡し又は担保に供したとき。

- III. 第 6 条に規定する通知を行うことなく、本件建物を増改築し又は再築したとき。
- IV. 第 5 条第 1 項に規定する承諾を得ないで、第三者に本件借地権を譲渡し又は本件土地を転貸したとき。
- V. その他本確認書の規定に違反する行為があったとき。

【原状回復義務】

(第 10 条)

1. 本件借地権が消滅する場合には、丙は、自己の費用をもって本件土地に存する建物その他丙が本件土地に附属させた物を収去し、本件土地を原状に復して甲に返還しなければならない。
2. 本件借地権が存続期間の満了によって消滅する場合には、丙は、期間満了 1 年前までに本件建物の取壊し及び本件建物の賃借人の退去等本件土地の返還に必要な事項を書面により甲に報告しなければならない。
3. 第 1 項に規定する本件土地の返還が遅延した場合には、丙は、遅延期間に応じ、本件土地の賃料の倍に相当する額の遅延損害金を甲に支払わなければならない。

注 確認書においては、原状回復の具体的内容を明確にしておく必要がある。

【原状回復義務等】【特約】

(第 11 条)

1. 本件借地権が消滅する場合には、丙は、自己の費用をもって本件土地に存する建物その他丙が本件土地に附属させた物を収去し、本件土地を原状に復して甲に返還しなければならない。
2. 本件借地権が存続期間の満了によって消滅する場合には、丙は、期間満了 1 年前までに本件建物の取壊し及び本件建物の賃借人の退去等本件土地の返還に必要な事項を書面により甲に報告しなければならない。
3. 第 1 項に規定する本件土地の返還が遅延した場合には、丙は、遅延期間に応じ、本件土地の賃料の倍に相当する額の遅延損害金を甲に支払わなければならない。
4. 前各項の規定にかかわらず、甲は、本件借地権の存続期間満了 1 年前までに、本件借地権の存続期間満了時に本件建物を無償で譲り渡すべきことを、丙に対して請求することができる。

注 確認書においては、原状回復の具体的内容を明確にしておく必要がある。

【登記】

(第 12 条)

本件借地権が消滅した場合には、丙は、第 5 条の規定による甲の敷金の返還と引き換えに、定期借地権設定登記を抹消する。

【登記】【特約】

(第 条)

本件借地権が消滅した場合には、丙は、第 条の規定による甲の保証金の返還と引き換えに、定期借地権設定登記及び第 条第 5 項の規定による抵当権設定登記を抹消する。

【遅延損害金】

(第 12 条)

丙は、本件借地権に関し甲に対して負担する賃料その他の債務の履行を遅滞したときは、甲に対して年 % の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

【管轄裁判所】

(第 13 条)

本件借地権に係る紛争に関する訴訟は、本件土地の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

【協議】

(第 14 条)

本確認書に定めのない事項又は本確認書の規定の解釈について疑義がある事項については、甲及び丙は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意を持って協議し、解決する。

記載例は、別ファイル「物件の表示(戸建住宅・賃借権)」を参照